毎週火・金曜日発行

# 北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目次

ページ

告示
○有害興行の指定（生活文化・青少年室）七七
○特定調達契約に係る入札の公告（道立病院管理室）七七
○肥料の登録の有効期間の更新（道産食品安全室）七九
○道営土地改良事業変更計画の決定（土地改良指導課）七九
○特定漁港漁場整備事業の策定（漁港漁村課）七九
○公共測量の実施の通知（二件）（建設部総務課）七九
○道路の供用の開始（道路整備課）八〇
○公有水面の埋立ての免許の出願（砂防災害課）八〇
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（砂防災害課）八〇
○公有水面の埋立ての承認の出願（砂防災害課）八一
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防災害課）八一

公表
○知事表彰の受賞者（人事課）八二
○河川整備計画の公表（河川課）八四

道函館土木現業所告示
○特定調達契約に係る落札者等の公示　八四

道留萌土木現業所告示
○特定調達契約に係る落札者等の公示（二件）八四

道教育庁網走教育局告示
○一般競争入札の実施　八五

道監査委員公表
○監査公表第七号　八六

道公安委員会告示
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示　九三

道函館方面公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施（二件）九七

渡島海区漁業調整委員会指示
○定置漁業の保護区域　一〇〇
○釣漁法によるさけの採捕禁止区域の設定　一〇〇

## 告示

### 北海道告示第1368号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　達也

| 興行の種別 | 興行の題名 | 制作会社又は配給会社 | 指定の範囲 | 指定の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 映画 | 高校教師　異常な性癖 | 新日本映像 | 全部 | 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため |
| 同 | ＯＬ発情　奪う！ | 新東宝映画 | | |
| 同 | キミに惚レテル | ＥＮＫプロ | | |
| 同 | 人妻不純交際　奥の奥まで | 新日本映像 | | |
| 同 | プレイボール | オメガ・プロジェクト | | |
| 同 | 独身ＯＬ　欲しくて、濡れて | オーピー映画 | | |
| 同 | 赤い長襦袢　人妻乱れ床 | 新東宝映画 | | |

### 北海道告示第1369号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　達也

１　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称、規格及び調達予定数量

次の調達をする物品又はこれと同等の品質を有する同規格単位のもの１箱及び１瓶当たりの単価

オムニパーク300シリンジ（64.71％・100ML）１箱（５筒入）231箱

フサン50（注射用）（50mg）１箱（10瓶入）405箱

献血ヴェノグロブリン－ＩＨ（2.5ｇ・50mℓ／１瓶）535瓶

(2)　契約期間　平成14年10月１日から平成15年３月31日まで

⑶　納　入　場　所　　北海道立江差病院ほか８病院

2　入札に参加する者に必要な資格

⑴　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第１項の規定による医薬品販売業の許可を受けていること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年８月16日から９月９日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部道立病院管理室

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館４階共用Ａ会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8588　北海道保健福祉部道立病院管理室）

⑵　入　札　日　時　　平成14年９月26日　午前10時（郵送による場合は、必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

⑴　入札者に求められる義務

入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、⑵に定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製剤見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、⑶に定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。

なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑵　医薬品の有効性等に関する資料

ア　組成、効能・効果及び用法・用量等に関する資料

イ　安全性に関する資料

ウ　吸収、分布、代謝及び排せつに関する資料

⑶　審　査　基　準

入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。

⑷　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑸　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑹　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道保健福祉部道立病院管理室

イ　所　在　地　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 25－867

⑺　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(9)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(10)　この入札の執行は、公開する。
(11)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
(a)　Omnipaque 300 syringe (64.71%/100ML) 1case (5 cylinders) 231 cases
(b)　futhan 50 (50mg) 1case (10 cylinders) 405 cases
(c)　kenketsu Venoglobulin-IH 1vial (2.5g·50ml) 535 vials

B．Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M, September 26, 2002

C．Contact : Office of Prefectual Hospital Management, Department of Health welfare, Hokkaido Government, Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan. Phone : 011-231-4111 Ext. 25-867

---

**北海道告示第1370号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者 名称 | 生産業者 住所 | 登録有効期限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道第2620号 | 副産動物質肥料 | 6.5水産加工副産肥料 | 窒素全量 6.5<br>りん酸全量 5.0 | 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり | 釧路化成工業株式会社 | 釧路市大楽毛251番地１ | 平成17．9.10 |

---

**北海道告示第1371号**

道営土地改良（恩根地区畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年８月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

---

**北海道告示第1372号**

漁港漁場整備法（昭和25年５月２日法律第137号）第17条第１項の規定により、虻田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、胆振支庁経済部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同法第17条第４項の規定により実施した計画（案）の縦覧（平成14年６月11日から７月１日まで）に際し、提出された意見は次のとおりである。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

1　計画地区及び縦覧場所

| 計画地区名 | 縦覧場所 |
|---|---|
| 虻田 | 北海道胆振支庁経済部水産課 |

2　計画（案）に対する提出意見

該当なし

---

**北海道告示第1373号**

釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（２級基準点）
2　作業期間　　平成14年８月１日から12月９日まで
3　作業地域　　白糠町、釧路市

---

**北海道告示第1374号**

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（河川縦横断図作成）
2　作業期間　　平成14年７月17日から平成15年２月６日まで

3　作業地域　　美唄市

---

**北海道告示第1375号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年8月16日

北海道知事　堀　　達也

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 道道　美沢上富良野線 | 空知郡上富良野町1600番1地先から<br>空知郡上富良野町1600番1地先まで | 平成14．8．16 |

---

**北海道告示第1376号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年8月16日

北海道知事　堀　　達也

1　出願の年月日　平成14年6月11日
2　出願者
(1)　名称　北海道
(2)　住所　札幌市中央区北3条西6丁目
(3)　代表者の氏名　北海道知事　堀　達也
3　埋立区域
(1)　位置　稚内市大字稚内村字ルエベンルモ2668番地先の公有水面
(2)　区域　次の1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

1の地点　地籍図根点Z3－1（X＝154，492．404、Y＝－47，677．997）から方向角140度10分40秒の方向106．11ｍの地点
2の地点　1の地点から方向角65度49分55秒の方向18．39ｍの地点
3の地点　2の地点から方向角333度26分06秒の方向0．17ｍの地点
4の地点　3の地点から方向角65度48分22秒の方向21．61ｍの地点
5の地点　4の地点から方向角156度10分16秒の方向1．87ｍの地点
6の地点　5の地点から方向角155度10分06秒の方向1．70ｍの地点
7の地点　6の地点から方向角245度49分13秒の方向40．04ｍの地点
8の地点　7の地点から方向角335度49分56秒の方向1．70ｍの地点

(3)　面積　139．63$m^2$
4　埋立てに関する工事の施行区域
(1)　位置　稚内市大字稚内村字ルエベンルモ2668番地先
(2)　区域　次のAの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

Aの地点　地籍図根点Z3－1（X＝154，492．404、Y＝－47，677．997）から方向角141度28分12秒の方向107．22ｍの地点
Bの地点　Aの地点から方向角65度49分14秒の方向42．02ｍの地点
Cの地点　Bの地点から方向角155度09分59秒の方向3．70ｍの地点
Dの地点　Cの地点から方向角245度49分12秒の方向42．07ｍの地点

(3)　面積　155．59$m^2$
5　埋立地の用途　漁港施設用地

---

**北海道告示第1377号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年8月16日

北海道知事　堀　　達也

1　しゅん功認可の年月日　平成14年8月7日
2　しゅん功認可を受けた者
(1)　氏名又は名称　北海道
(2)　住所　札幌市中央区北3条西6丁目
(3)　代表者の氏名　北海道知事　堀　達也
3　埋立区域
(1)　位置　利尻郡利尻町仙法志字御崎176番1地先の公有水面
(2)　区域　次のKU1の地点からKU3の地点までを順次に結んだ線、KU3の地点とU4の地点とを結んだ線、U4の地点からU8の地点までを順次に結んだ線及びKU1の地点とU8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

KU1の地点　三等三角点仙法志（北緯45度05分50秒0322、東経141度14

分26秒4210）から方向角304度32分38秒の方向905.64ｍの地点

| | |
|---|---|
| ＫＵ２の地点 | ＫＵ１の地点から方向角５度40分14秒の方向47.25ｍの地点 |
| ＫＵ３の地点 | ＫＵ２の地点から方向角295度44分37秒の方向19.80ｍの地点 |
| Ｕ４の地点 | ＫＵ３の地点から方向角106度17分05秒の方向13.51ｍの地点 |
| Ｕ５の地点 | Ｕ４の地点から方向角130度42分15秒の方向14.86ｍの地点 |
| Ｕ６の地点 | Ｕ５の地点から方向角200度04分09秒の方向8.74ｍの地点 |
| Ｕ７の地点 | Ｕ６の地点から方向角193度32分57秒の方向3.70ｍの地点 |
| Ｕ８の地点 | Ｕ７の地点から方向角103度43分38秒の方向0.13ｍの地点 |

(3)　面　　積　171.75㎡

４　免許年月日及び番号　平成12年９月28日　砂防第47－２号指令

５　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名　利尻町

---

**北海道告示第1378号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第１項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し３週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

１　出願の年月日　平成14年６月18日

２　出願のあった国の官庁

(1)　名　　称　農林水産省

(2)　住　　所　東京都千代田区霞が関１の２の１

(3)　代表者の氏名　農林水産大臣　武部　　勤

３　埋立区域

(1)　位　　置　三石郡三石町字本町25番１及び25番４地先の公有水面

(2)　区　　域　次の①の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

| | |
|---|---|
| ①の地点 | 三石漁港原点（北緯42度14分42秒734、東経140度33分18秒094（Ｘ＝－194,863.350、Ｙ＝25,168.860））から方向角105度03分57秒の方向208.00ｍの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から方向角189度44分48秒の方向112.85ｍの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から方向角99度46分28秒の方向2.41ｍの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から方向角189度46分02秒の方向7.19ｍの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から方向角279度43分37秒の方向18.72ｍの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から方向角9度43分25秒の方向4.76ｍの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から方向角99度43分18秒の方向5.30ｍの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から方向角9度43分32秒の方向113.74ｍの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から方向角279度43分18秒の方向5.30ｍの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から方向角9度42分49秒の方向1.49ｍの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から方向角99度32分35秒の方向12.25ｍの地点 |

(3)　面　　積　1,374.66㎡

４　埋立に関する工事の施行区域

(1)　位　　置　三石郡三石町字本町４番５、４番13、25番１、25番４及び535番地先

(2)　区　　域　次のイの地点からリの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とリの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

| | |
|---|---|
| イの地点 | 三石漁港原点（北緯42度14分42秒734、東経140度33分18秒094（Ｘ＝－194,863.350、Ｙ＝25,168.860））から方向角102度17分15秒の方向140.89ｍの地点 |
| ロの地点 | イの地点から方向角99度32分23秒の方向66.36ｍの地点 |
| ハの地点 | ロの地点から方向角189度46分46秒の方向13.27ｍの地点 |
| ニの地点 | ハの地点から方向角189度44分48秒の方向112.85ｍの地点 |
| ホの地点 | ニの地点から方向角99度46分28秒の方向2.41ｍの地点 |
| ヘの地点 | ホの地点から方向角189度46分01秒の方向30.00ｍの地点 |
| トの地点 | ヘの地点から方向角99度53分48秒の方向2.38ｍの地点 |
| チの地点 | トの地点から方向角189度50分00秒の方向7.18ｍの地点 |
| リの地点 | チの地点から方向角279度43分32秒の方向71.07ｍの地点 |

(3)　面　　積　10,932.73㎡

５　埋立地の用途　漁港施設用地

---

**北海道告示第1379号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規

定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

南富良野金山神社北急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱５号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱５号とを結んだ線によって囲まれた区域

| 郡　市 | 町 | 字 | 地　番 | 標　柱 |
|---|---|---|---|---|
| 空知郡 | 南富良野町 | 金山 | 423番３ | 1、3 |
| 同 | 同 | 同 | 423番６ | 2 |
| 同 | 同 | 同 | 434番 | 4 |
| 同 | 同 | 同 | 423番３地先道路敷 | 5 |

## 公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年８月16日

北海道知事　堀　　達　也

北海道功労賞

| 市（区）町村名 | 氏　名 | 功績の内容 |
|---|---|---|
| 札幌市中央区 | 小川東洲 | 芸術文化の振興 |
| 同 | 菊地浩吉 | 医学の発展と医学教育の振興 |
| 同 | 辻井達一 | 自然環境保全の推進 |

北海道社会貢献賞

| 市（区）町村名 | 氏　名 | 功績の内容 |
|---|---|---|
| 札幌市南区 | 板垣栄一 | 自然保護功労 |
| 倶知安町 | 石井良夫 | 同 |
| 江別市 | 井須京子 | 社会事業功労 |
| 同 | 村上勇造 | 同 |
| 千歳市 | 中尾暁吉 | 同 |
| 同 | 東　貞子 | 同 |
| 石狩市 | 廣田公子 | 同 |
| 浜益村 | 本間瀧男 | 同 |
| 函館市 | 大石　實 | 同 |
| 同 | 佐々木文子 | 同 |
| 同 | 板橋政雄 | 同 |
| 同 | 青山アヤ子 | 同 |
| 同 | 岩崎秀子 | 同 |
| 同 | 大野　繁 | 同 |
| 松前町 | 長谷川龍蔵 | 同 |
| 同 | 小甲トシ | 同 |
| 上磯町 | 荒木智子 | 同 |
| 同 | 金澤友子 | 同 |
| 八雲町 | 河原寿二 | 同 |
| 江差町 | 及川繁治 | 同 |
| 熊石町 | 竹内　繁 | 同 |
| 奥尻町 | 岩坂律子 | 同 |
| 小樽市 | 中沖定夫 | 同 |
| 同 | 本間進二 | 同 |
| 同 | 小林茂美 | 同 |
| 同 | 佐藤三千子 | 同 |
| 同 | 酒井眞男 | 同 |
| 積丹町 | 今城幸子 | 同 |
| 余市町 | 柏尾美恵子 | 同 |
| 赤井川村 | 桐木英公 | 同 |
| 夕張市 | 飯塚　進 | 同 |
| 美唄市 | 高橋佳子 | 同 |
| 三笠市 | 才丸弘子 | 同 |
| 滝川市 | 玉置重司 | 同 |
| 北村 | 髙橋市英 | 同 |
| 士別市 | 仲川正純 | 同 |
| 富良野市 | 中川穎熙 | 同 |
| 南富良野町 | 千葉正彦 | 同 |
| 風連町 | 小田桐　茂 | 同 |
| 遠別町 | 橋本　稔 | 同 |
| 猿払村 | 榛澤弘道 | 同 |
| 中頓別町 | 田邑康子 | 同 |

| | | |
|---|---|---|
| 枝幸町 | 岩山　武 | 社会事業功労 |
| 網走市 | 星　健一 | 同 |
| 同 | 山崎武暢 | 同 |
| 紋別市 | 大森勝江 | 同 |
| 湧別町 | 茂木ふみ子 | 同 |
| 室蘭市 | 濱野禮子 | 同 |
| 伊達市 | 菊池重哉 | 同 |
| 壮瞥町 | 内田隆円 | 同 |
| 白老町 | 豊川鶴雄 | 同 |
| 同 | 瀧田忠義 | 同 |
| 同 | 矢野光義 | 同 |
| 三石町 | 前川　勇 | 同 |
| 帯広市 | 細川忠志 | 同 |
| 同 | 髙田　浩 | 同 |
| 音更町 | 畠山敏明 | 同 |
| 同 | 吉川律子 | 同 |
| 広尾町 | 宮脇昭道 | 同 |
| 幕別町 | 前田和子 | 同 |
| 足寄町 | 鷲岡暁子 | 同 |
| 同 | 南田宣春 | 同 |
| 釧路市 | 齋藤利雄 | 同 |
| 同 | 川鍋昭子 | 同 |
| 同 | 千葉庄治 | 同 |
| 同 | 原子久子 | 同 |
| 釧路町 | 臺　クニ子 | 同 |
| 標茶町 | 去渡与蔵 | 同 |
| 同 | 中嶋美保 | 同 |
| 音更町 | 菅原勝郎 | 同 |
| 根室市 | 細谷孝子 | 同 |
| 中標津町 | 連田　弘 | 同 |
| 札幌市中央区 | 南舘ミツ子 | 同 |
| 同　東区 | 秦泉寺ケイ | 同 |
| 同　西区 | 渡邊恵子 | 同 |
| 同 | 杉澤松五郎 | 同 |
| 同 | 村上百合子 | 同 |

| | | |
|---|---|---|
| 同　白石区 | 尾西義夫 | 同 |
| 同　厚別区 | 小山充子 | 同 |
| 旭川市 | 鴨川一成 | 同 |
| 同 | 荒屋敷榮子 | 同 |
| 同 | 細谷眞知子 | 同 |
| 同 | 中橋和子 | 同 |
| 同 | 土井　満 | 同 |
| 同 | 國忠ヒデ | 同 |
| 同 | 緒方秀子 | 同 |
| 岩見沢市 | 岩川久男 | 同 |
| 比布町 | 上西達夫 | 同 |
| 釧路市 | 高橋幸夫 | 同 |
| 上富良野町 | 堀内愼一郎 | 同 |
| 苫前町 | 嘉野利己 | 同 |
| 北見市 | 松川春藏 | 同 |
| 置戸町 | 日和田勝司 | 同 |
| 旭川市 | 渡部タミ | 同 |
| 北広島市 | 庄司うめ | 同 |
| 七飯町 | 村上峯子 | 同 |
| 夕張市 | 宮越陽子 | 同 |
| 栗山町 | 橋　文也 | 同 |
| 比布町 | 宮崎昌子 | 同 |
| 生田原町 | 松尾博子 | 同 |
| 札幌市北区 | 齋藤幸夫 | 同 |
| 同　手稲区 | 三村郁子 | 同 |
| 同　豊平区 | 有田　薫 | 同 |
| 旭川市 | 吉田由美子 | 同 |
| 札幌市西区 | 石屋製菓株式会社 | 障害者雇用関係功労 |
| 新十津川町 | 株式会社　セキュメント | 同 |
| 旭川市 | 株式会社　北海道健誠社 | 同 |

北海道善行賞

| 市（区）町村名 | 氏名 | 功績の内容 |
|---|---|---|
| 札幌市厚別区 | 中島敏雄 | 優良勤労障害者 |
| 同　北区 | 畑山英司 | 同 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 函館市 | 相澤大三 | | 優良勤労障害者 |
| 赤平市 | 小越昭次 | | 同 |
| 美唄市 | 佐藤真由美 | | 同 |

北海道産業貢献賞

| 市（区）町村名 | 氏名 | 功績の内容 |
|---|---|---|
| 恵山町 | 菅弘 | 林産事業功労 |
| 下川町 | 山下邦廣 | 同 |
| 遠軽町 | 井上靖男 | 同 |
| 様似町 | 伊藤繁樹 | 同 |
| 帯広市 | 秋元紀幸 | 同 |

---

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の２第１項の規定により、一級河川石狩川水系石狩川中流徳富川圏域の河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び札幌土木現業所並びに新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成14年８月16日

北海道知事　堀　達也

## 函館土木現業所告示

**北海道函館土木現業所告示第２号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年８月16日

北海道函館土木現業所長　佐々木　眞

1　落札に係る物品等の名称及び数量

(1)　除雪トラック（10t級、6×6、S･G･2W付）　２台
（除雪トラック２台と交換）

(2)　凍結防止剤散布車（湿式2.5m³級、４輪駆動）　２台

(3)　空港用化学消防車（6000立級）　１台

2　落札者を決定した日

平成14年７月30日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名　函館日野自動車株式会社
住所　亀田郡大野町字萩野33番地の81

(2)　氏名　株式会社日本除雪機製作所
住所　札幌市手稲区稲穂３条６丁目４番38号

(3)　氏名　北海道森田ポンプ株式会社
住所　札幌市東区苗穂13丁目２番17号

4　落札金額

(1)　58,117,500円

(2)　29,505,000円

(3)　205,275,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成14年北海道函館土木現業所告示第１号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名称　北海道函館土木現業所企画総務部総務課

(2)　所在地　北海道函館市４丁目６番16号

## 留萌土木現業所告示

**北海道留萌土木現業所告示第２号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年８月16日

北海道留萌土木現業所長　上楽　喜久雄

1　落札に係る物品等の名称及び数量

(1)　ロータリ除雪車（2.6m･3,400t/h級）　２台
（ロータリ除雪車１台（350PS級）及びロータリ除雪車１台（400PS級）と交換）

(2)　除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付）　１台
（除雪車トラック１台（10t級）と交換）

(3)　ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級）　１台
（ロータリ除雪車１台（80PS級）と交換）

2　落札を決定した日

平成14年７月25日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名　株式会社日本除雪機製作所
住所　札幌市手稲区稲穂３条６丁目４番38号

(2)　氏名　北海道三菱ふそう自動車販売株式会社

住　所　　札幌市白石区中央２条１丁目１番93号
(3)　氏　名　　道栄機械株式会社
住　所　　札幌市清田区平岡２条３丁目７番12号
4　落札金額
(1)　82,446,000円
(2)　29,767,500円
(3)　11,734,800円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
平成14年北海道留萌土木現業所告示第１号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係
(2)　所在地　　北海道留萌市住之江２丁目

---

**北海道留萌土木現業所告示第３号**

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成14年８月16日

北海道留萌土木現業所長　上楽　喜久雄

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10t級、4×4、S･G付）　１台
（除雪グレーダ１台（7t級ダンプ）と交換）
2　随意契約の相手方を決定した日
平成14年７月25日
3　随意契約の相手方の氏名及び住所
(1)　氏　名　　北海道三菱ふそう自動車販売株式会社
(2)　住　所　　札幌市白石区中央２条１丁目１番93号
4　随意契約に係る契約金額
19,300,000円
5　契約の相手方を決定した手続
随意契約
6　随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第６号の規定による。
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係
(2)　所在地　　北海道留萌市住之江２丁目

## 道教育庁網走教育局告示

**北海道教育庁網走教育局告示第３号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年８月16日

北海道教育庁網走教育局長　清　原　登志夫

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
ア　パーソナルコンピュータ　　68台
イ　ビデオプロジェクタ　　20台
(2)　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　納　入　期　日　　平成14年10月４日まで
(4)　納　入　場　所　　北海道北見北斗高等学校
北海道北見緑陵高等学校
北海道網走南ヶ丘高等学校
2　入札に参加する者に必質な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)から(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　平成14年８月16日から30日まで
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

電話番号 0152－44－7171　内線 3117

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　北海道網走市北７条西３丁目

北海道教育庁網走教育局２階会議室（北海道網走支庁２階）

(2) 入札日時　平成14年９月９日（月）午後４時

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

7 郵便による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

電話番号 0152－44－7171　内線 3117

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称　北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

イ 所在地　郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目

電話番号 0152－44－7171　内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 道監査委員公表

**監査公表第７号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第３項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年８月16日

北海道監査委員　山崎正隆

北海道監査委員　岡本　修

北海道監査委員　前田榮一

北海道監査委員　徳永光孝

第１ 監査の請求

1 請求人

虻田郡倶知安町北１条西２丁目13番地　柳田　和子

2 請求書の提出年月日

平成14年６月13日

3 請求の内容

(1) 主張事実の要旨

ア 後志支庁長が、平成13年12月４日付けで行った「12thくっちゃんＪＡＺＺフェス

ティバル2001開催事業」への補助金交付決定について、その行為の前提となる「くっちゃんＪＡＺＺフェスティバル実行委員会」が提出した平成13年度補助金等交付申請書には虚偽の内容が含まれており、北海道補助金等交付規則及び補助金交付指令の遵守事項に違反する申請であるので、それを受けての上記行為は違法又は不当である。

イ　補助金等交付申請書中の虚偽の内容は次のとおりである。

(ア)　事業実績書に、道内外から約5,000人以上の観客が訪れたと記載されているが、事業精算書にある入場料収入（670万2,750円）の内訳を倶知安町に提出されている事業報告書の入場料内訳でみると、入場券の売上枚数は、1,543枚（Ｓゾーン割増しチケット41枚を除く）であり、観客数と入場券売上枚数に大幅な矛盾がある。この矛盾は、事業実績書か事業精算書のどちらかに虚偽の記載があることを指し示している。

(イ)　事業精算書の支出の部に記載されている交流会費（ウェルカムパーティ代）30万円は、倶知安町には提出されているが、後志支庁には提出されていない別会計の出店関連支出書において、交流費（ウェルカムパーティ等）37万円として計上されている。したがって、この交流会費30万円の支出は、費用の重複計上である。

(ウ)　事業実績書に「会場内における観光ＰＲ、物産展の実施をした」とあるが、ポスター・パンフレット等に実施の案内がなく、事業精算書にも実施に伴って生ずるであろう経費支出の記載がない。実績を裏付けるものとして提出された写真の中にも、後志地域の観光案内、特産物の展示するコーナーの写真はない。事業実績書にある「会場内における観光ＰＲ、物産展の実施」については、それが実施された実態がないものと判断せざるを得ない。

ウ　上記行為により、道民の税金が違法・不当に補助金として費消された。

(2)　措置内容

よって、同実行委員会に対する「12thくっちゃんＪＡＺＺフェスティバル2001開催事業」補助金300万円の全部、又は一部について返還させることを請求する。

第２　請求の要件審査

本請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成14年６月13日付けをもって、これを受理した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

後志支庁長が平成13年度にくっちゃんＪＡＺＺフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行った地域政策補助金300万円の交付の決定が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

２　監査対象部局

後志支庁

３　請求人の陳述及び証拠の提出

(1)　法第242条第５項の規定に基づき、平成14年７月15日に請求人の陳述を実施し、請求人から次のとおり陳述があった。

ア　倶知安町には提出してあるが、後志支庁には提出していない出店関連支出書は、飲み食いに関する、言わば第２の帳簿で、交流費30万円の重複のほかに、次のような疑問点がある。

イ　出店料42万4,600円の内訳について、予算では２万から５万円の計21店とされていたが、実際の出店料は２万円としていたほか、出店数は、保健所で飲食の衛生許可を取っているのが15件で、プログラム中の出店案内数のほかに１店舗追加があり、全部で22店舗で、うち実行委員会分４店舗を除いた18店舗が出店参加費用を払った計算になるが、内訳がおかしい。

ウ　出店料の扱いについて、２万円は場所代であり、雑費でないかと思われ、また、平成14年の出店要綱では出店協力金２万円にスタッフの入場料やパンフレットの掲載料等の実費が含まれていると明記されており、平成13年分も同様だったとすれば、飲み食いの帳簿ではなく、支庁に提出されている本来の帳簿、第１の帳簿に上げられるべきである。

エ　出店使用料の内訳に係る資料では、全店がスーパーハウスとテントをレンタルしたとされているが、テントは各自持込みが原則であり疑問であるほか、保健所への申請料2,200円、10件分も、出店要綱上各店で申請するものとされているものであり、実際の申請数とも合致しない。

オ　パンフレット売上料５万1,000円が予算計上されているが、決算では出てこない。平成11年に12万6,500円を売り上げた後、売上収入が上がってこなくなっており、このパンフレットの行方が疑問である。

カ　農産物の展示コーナーがなかったことについて、出店関連で、プログラム中に産地直送農産物販売でＡという団体の出店があり、これが本来の農産物の展示販売であるとするならば、第２の帳簿ではなく、第１の帳簿にその売上げも上げるべきである。ただ、これは関係はないものだと思われる。

キ　とにかく第２の帳簿というのはすごくおかしいし、過去にもおかしな計算がなされているので、しっかり調べてほしい。

(2)　また、陳述時に、倶知安町補助金に係る平成13年度補助金等交付申請書（事業収支予算案を含む。）の写しなどの提出があり、新たな証拠として受理した。

４　監査対象部局からの事情聴取

監査対象部局である後志支庁から、後志支庁長が交付した実行委員会に対する平成13年度補助金（以下「本件補助金」という。）の交付に至る経過、交付決定に当たっての

審査等の実施状況、補助金等交付申請書に虚偽の内容があるとの主張に対する見解などについて事情聴取を行った。

このうち、本件補助金の交付決定に当たっての審査等の実施状況及び交付申請書に虚偽の内容があるとの主張に対する見解などについての説明内容は、次のとおりであった。

⑴　本件補助金は、平成13年度地域政策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく地域政策補助金として交付したもので、補助対象事業の完了後の平成13年10月17日に実行委員会から交付申請書及び関係書類が提出され、内容審査の上、同年12月４日に交付決定と補助金の額の確定を併せて行ったものである。

⑵　交付決定等に当たっては、交付申請書及びこれに添付された関係書類について実行委員会に内容を確認し、書類審査を実施している。関係書類として北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に基づき提出すべき書類の他に、現地調査に代わるものとして、事業実施に係る写真及び現物並びに事業に要する経費の支出に係る領収書等の写しの提出を求めていたので、実行委員会から提出された記録写真、チラシ、パンフレット、事業に係る新聞記事及び領収書等の写しにより事業の実施状況や支出額等の適否について審査を行っている。

当該補助金については、交付規則及び交付要綱等に基づき、実行委員会から提出された交付申請書などを審査して、適切に交付決定している。

⑶　事業実績書に記載されている観客数については、有料入場者のほか、中学生以下の無料入場者などを含めて報告されたものと承知している。

また、事業精算書の交流会費30万円については、交付要綱上補助対象経費から除外すべき食糧費に当たるものと認められ、補助対象外経費としているものであり、支庁に提出されていない出店関連支出書の内容については承知していない。

事業実績書に記載されている会場内における観光ＰＲ、物産展の実施については、交付申請時の書類審査において、当該事業に係る経費が事業精算書等に含まれていないことを確認の上、実行委員会から、別の団体に依頼して管内の農家に出展してもらい、農産物の提供等を行ったもので、実行委員会としての経費支出はなかったとの説明を受けている。

５　関係人調査

倶知安町に対し、実行委員会に対する町の平成13年度国際交流事業補助金の執行状況などについて実地調査を行った。

また、実行委員会に対し、本件補助金に係る補助事業の実施状況及び出納その他の事務の状況について実地調査を行った。

第４　監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

１　事実関係の確認

⑴　本件補助金に係る補助事業の概要等

ア　12thくっちゃんＪＡＺＺフェスティバル2001（以下「本件フェスティバル」という。）開催事業は、ジャズ音楽を通じたまちづくりや、国際交流、青少年の人材育成を促進することを目的として、平成13年７月21日、22日の両日、倶知安町総合体育館野外特設ステージにおいてジャズコンサートを開催したほか、ジャズバンドとして来日したアメリカ高校生の倶知安町内でのホームステイ受入れや町内小学校での交流会の開催などを実施したものである。

イ　本件フェスティバルは、実行委員会が主催者となり、共催名義の企業のほか、多数の企業・団体の協賛、協力を得るとともに、外務省、文化庁、在札幌アメリカ合衆国総領事館、北海道、倶知安町など20の機関・団体・企業が後援し、平成13年度で12回目を数えるイベントである。

ウ　ＪＡＺＺフェスティバルは、平成10年に北海道が策定した第３次北海道長期総合計画で、地域の特色と創意を生かした取組を地域とともに推進するパートナーシップ・プロジェクトの１つである「ニセコ国際健康文化都市構想」の中核事業に位置づけられている。

エ　実行委員会の構成員は倶知安町内等の個人20名で、会長、実行委員長をはじめとする役員10名が中心になっており、代表者である実行委員長には、町内の会社社長が就任している。事業運営は、任務分担の下で行っているが、専らこの業務に携わっている者はいない。

⑵　本件補助金の交付に至る経過等

ア　地域政策補助金の概要

㈠　地域政策補助金は総合企画部が所管する補助金であり、この補助金の交付に関する権限は支庁長に委任されている（平成９年北海道告示第1274号）。

㈡　この補助金は、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種の事業に対し補助金を交付し、地域自らが選択し、決定する地域完結型の活性化策の促進を図ることを目的としている（交付要綱第１）。

㈢　この補助金のソフト系事業に係る補助対象者は、市町村、一部事務組合、広域連合及び支庁長が適当と認める団体である（交付要綱第２）。

なお、支庁長が適当と認める団体とは、地域の活性化を図るための諸活動を行う団体をいい、法人であると否とを問わないものとされている（平成13年度地域政策補助金運用方針（以下「運用方針」という。）第２の１の⑵）。

㈣　この補助金のソフト系事業のうち補助対象外とする事業は次のとおりとされている。また、独立採算を原則とする事業及び国又は道の他の補助金の交付対象と

なる事業については、原則として除くものとされている（交付要綱第３）。

a　専ら団体構成員のみを対象とする事業

b　事業主体の経費負担のない事業

c　専ら事業主体の維持運営を目的とする事業

d　他の団体等に補助する事業

(オ)　この補助金のソフト系事業に係る補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、賃金及び職員費、食糧費、備品購入費、用地取得費、工事請負費を除いた経費とされている（交付要綱第４及び運用方針第２の３）。

(カ)　この補助金のソフト系事業に係る補助率は、補助対象経費の２分の１以内で、補助金の額は、支庁長が適当と認める団体の場合、10万円以上300万円以内とされている（交付要綱第５）。

イ　本件補助金の交付に至る経過

(ア)　後志支庁においては、平成13年４月２日付けで、市町村を通じて、地域政策補助金（ソフト系事業）の事前要望調査を実施し、同年４月16日に倶知安町を通じて、実行委員会から本件フェスティバル開催事業についての要望調書が提出された。その後、同年８月７日付けで行った再度の調査でも、同年８月10日に町を通じて、同様の要望調書が提出された。

この要望調書においては、当該事業に係る総事業費は1,500万円、道補助要望額は300万円であり、事業期間は平成13年４月１日から10月31日までとされていた。

(イ)　後志支庁は、平成13年８月29日に交付要綱を決定し、これに基づき同年８月31日、この補助金に係る告示がなされた。

(ウ)　平成13年９月14日にソフト系事業に係る平成13年度補助対象事業を内定し、同日付けで実行委員会に対して内定額300万円を通知した。

(エ)　平成13年10月17日に、倶知安町を経由して、実行委員会から本件補助金に係る補助金等交付申請書及びその関係書類が後志支庁に提出された。

この際の関係書類は、事業実績書（共通第２号様式）、補助金等交付申請額算出調書（共通第14号様式）、経費の配分調書（共通第18号様式）、事業精算書（共通第31号様式）のほか、支出内訳表及びこれに係る領収書又は振込金受取書等の写し、記録写真、チラシ、パンフレット、事業に係る新聞記事等であった。

後志支庁においては、これらの書類のうち一部差替えを指導し、同年11月22日付けで差し替えされた書類により書面審査を行った上、申請どおり補助金を交付すべきものと認め、同年12月４日に交付を決定するとともに、同額をもって補助金の額を確定し、同日付け後地政第755－17号指令により補助指令等を行った。

(オ)　本件補助金に係る指令書には、補助条件として、「虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずること」がある旨、また、「補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければ」ならない旨などが記載されている。

(カ)　本件補助金については、平成13年12月７日に支出命令の決定を行い、同年12月12日に交付した。

ウ　本件補助金に係る補助金等交付申請書等における事業実績の内容

(ア)　補助金等交付申請書において、補助事業の期間を平成13年４月１日から同年10月６日までとしている。

(イ)　事業実績書において、補助事業の内容として、次のとおり記載されている。

a　ジャズコンサートの開催

b　アメリカ学生のホームステイ受入れ

c　町内小学生とアメリカ学生との音楽を通じた交流会の開催

d　会場内における観光ＰＲ、物産展の実施

(ウ)　事業実績書において、補助事業の実施による効果として、「当フェスティバルの開催期間、道内外から約5,000人以上の観客が訪れ、倶知安町のみならず後志地域をＰＲするよい機会になるとともに、特色のある独自の地域文化の創造に寄与した。」などと記載されている。

(エ)　事業精算書において、次のとおり収支精算されたことが記載されている。

（単位　円）

| 収入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 精算額 | 科目 | 精算額 |
| 地域政策補助金 | 3,000,000 | 会場・舞台設営費 | 1,587,300 |
| 倶知安町補助金 | 3,000,000 | 謝金・宣伝費 | 12,445,170 |
| 協賛金 | 990,000 | 記録費 | 69,562 |
| 広告料 | 2,120,000 | 音楽費 | 1,703,100 |
| 入場料収入 | 6,702,750 | 交流会費 | 300,000 |
| 自己資金 | 522,041 | その他 | 229,659 |
| 合計 | 16,334,791 | 合計 | 16,334,791 |

(3)　本件補助金に係る補助事業の実施状況

ア　ジャズコンサートの開催

(ア) 国内外のプロミュージシャンをはじめ、アメリカの選抜高校生バンドや公募アマチュアバンドなどの出演により、7月21日（土）、22日（日）の2日間、それぞれ午後1時から午後8時30分頃まで野外コンサートを実施している。

(イ) 観客からは入場料を徴し、これを事業資金としている。本件フェスティバルでは入場無料の対象を従来の小学生以下から中学生以下に広げ、この旨文書で町内の中学生に周知を図っている。このほか、より多くの人々に会場に足を運んでもらえるよう、協賛、協力を得ている企業や団体などに招待入場券を1,000枚余配布している。

事業実績書において、道内外から約5,000人以上の観客が訪れた旨記載されているが、観客数については、実行委員会で実際の入場者数を数えている訳ではなく、全体的な入り込み状況から推測した数値であり、入場者のみならず、出演者やスタッフ、出店業者（延べ計400人程度）までも含めた2日間の延べ人数としたものであった。

なお、2001年実施要綱では本件フェスティバルの入場規模を5,000人と計画しており、「初日は道内外から約二千人のファンが詰めかけた」との報道記事がある。

(ウ) コンサート会場内では、飲食の提供やオリジナル商品の販売などが行われ、実行委員会自らが資金確保の意味も含めて4店舗の出店をしたほか、飲食関係で15店舗、物販1店舗の計16店舗の出店があった。これらの出店者からは出店料を徴し、これを事業資金としている。

イ　アメリカ学生のホームステイ受入れ

(ア) 平成4年から、アメリカ・カリフォルニア州のモントレー・ジャズ・フェスティバルと提携し、そこでの選抜により編成された高校生ジャズバンドを招待し、ジャズコンサートでの演奏のほか、これら高校生を倶知安町内の一般家庭の協力の下でホームステイとして受入れ、国際交流を深めている。

(イ) 今回来日したのは高校生20名で、7月20日に倶知安町に来町し、同日町内のホテルで開催された歓迎交流会（ウェルカムパーティー）に出席した後、一家庭に2名ずつ3泊4日のホームステイを行っている。

(ウ) ホームステイの受入れに当たり、実行委員会では、引率者を含めた一行の渡航費の一部や国内旅費等を負担しているが、ホームステイ受入れに係る直接の経費については各受入れ家庭の負担で実施されている。

ウ　町内小学生とアメリカ学生との音楽を通じた交流会の開催

(ア) 7月21日（土）に、町内の北陽小学校に高校生バンドが訪問し、演奏を披露するとともに、小学生側でも合唱や太鼓演奏を披露するなどして、交流会が実施された。

(イ) 会場から小学校までの楽器の搬送については、実行委員会の会員により、会場設営のため借り上げたトラックを使って行われた。

エ　会場内における観光ＰＲ、物産展の実施

(ア) 実行委員会では、平成11年には「しりべしまるごとバザール」と銘打ち、管内市町村からポスター、チラシ、特産物等を提供してもらい、会場内で掲示紹介していたが、その後実行委員会の事業としては、こうした取組は実施されていない。

(イ) 本件フェスティバルにおいては、実行委員会の働きかけにより出店したＡの店舗で、地域の農産物の即売が行われているが、通常の出店料を徴しており、実行委員会の経費負担はなされていない。

(4) 本件補助金に係る補助事業の収支状況等

ア　実行委員会の経理体制等

(ア) 実行委員会の規約では、会計経理に関しては、事業年度の定めのほか、事業経費について「各部会の運営及び事務実施に必要な経費は、補助金・協賛金及び事業収入をもってあたる」とする規定のみで、経理に関する具体的な取扱いは定められていない。

また、幹事の中から会計担当者を定め、預金通帳の一元管理などを行っているが、会計監事は設けておらず、会計処理の内部におけるチェック体制が確保されていなかった。

(イ) 会計帳簿類が整備されておらず、金銭出納の処理状況の記録はないが、事業経費の支出に係る領収書や振込金受取書などの証拠書類は、おおむね保管されている。

実行委員会の任務分担の中で、各担当責任者により会計処理が行われているが、実行委員会として、これらの会計処理全体の把握は行われていなかった。

(ウ) 会費等の自主財源はないものの、実行委員会自体の運営経費も電話1台分程度であり、ＪＡＺＺフェスティバル開催事業に係る予算、決算が事実上実行委員会としての予算、決算となっている。

イ　本件補助金に係る補助事業の収支状況

(ア) 本件フェスティバル開催事業に係る予算については、出店関連の収支も含めて2,043万3,310円であったが、これに対応する決算は作成されておらず、本件補助金に係る事業精算書は、収支とも出店関連分を除いた1,633万4,791円となっていた。

なお、倶知安町には、この事業精算書と同額の実行委員会の収支決算書が提出され、これに交流会費（ウエルカムパーティー代）30万円が計上されているが、同町の求めにより、出店関連分の資料（出店参加者・関連商品売上及び出店関連支出）が、同町に追加的に提出されており、この資料中に、交流会費が交流費37

万円の内数として計上されていた。

㈠　事業精算書の支出については、これに対応する領収書等の証拠書類に基づき、その内容や金額についておおむね確認できたが、収入については、預金口座に入金されたもの以外に、現金扱いのものが相当数あり、関係書類がないため、その内容等を具体的に確認できないものがあった。

㈢　関係人調査の中で、事業精算書の収入、支出に計上漏れがあることが判明したので、各科目について収入、支出の実績の確認を行った。

㈣　入場券は、実行委員会が、土曜日又は日曜日の１日券、２日通し券及びスペシャルゾーン券（割増券）について、札幌などのプレイガイドのほか、実行委員会の会員や倶知安町内の取扱所などを通じて前売りし、また、会場で当日券を販売していた。チケット販売集計表などで売上実績を確認したところ、実行委員会扱い分の中に、配付枚数に対して販売枚数と返戻枚数の数が合わないものがあり、実行委員会に精査を求めた結果、計上漏れの売上げがあることが判明した。これらを含めた入場料収入は、946万1,196円であり、入場券売上枚数は2,117枚（スペシャルゾーン券を除く。）であった。

㈤　協賛金収入では、事業精算書の金額に対し17万円が収入不足になっていた。

また、広告料収入では、事業精算書の金額に対し105万円の収入不足と７万円の計上漏れがあり、合計98万円が収入不足になっていた。

㈥　自己資金の財源は、フェスティバル会場での実行委員会の出店による酒類や関連商品の販売収益及び他の出店者からの出店料などとなっており、出店料は開催協力金の趣旨からの16店舗分、32万円（１店舗２万円）に、実行委員会分の協力金６万円を加えた総額38万円であった。このほか、各出店者からは電気設備使用料やテント、テーブル等のレンタル料として実費程度を徴収している。また、保健所への飲食店営業許可に係る申請手続の便宜のため、申請手数料納付を一部代行し、北海道収入証紙代を徴している。

出店関連では136万円余の収益があったが、本件フェスティバル開催準備資金として前年度に借入金があり、88万円余の繰越損失があったため、差引47万9,628円が平成13年度の事業資金に充当されていた。

このほか、パンフレットを有償頒布しており、８万円の売上げがあった。

また、ウェルカムパーティーは、有料での参加者もあり、このパーティー券収入は28万5,000円であった。

㈦　事業精算書に計上されていない上記㈣～㈥の収入はすべて現金収入となっており、これらの現金は直接実行委員会の担当役員により事業経費の支出に充てられていたが、実行委員会としてこうした収支を適切に会計処理していなかった。

そこで、これらの使途を領収書等の証拠書類によって確認したところ、プロの出演料の一部175万円が計上漏れになっていたのをはじめ、会場設備や楽器の運搬費、その他運搬用トラック等のレンタカー代、運営スタッフの弁当代等（補助対象外経費）、振込手数料、資金繰りのための借入金500万円に係る利息など計257万363円が事業経費として計上されていなかった。

㈧　以上の収入及び支出に係る実績額を、本件補助金に係る事業精算書と対比して整理すると、次のとおりである。

（単位　円）

| 収入 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | 事業精算書 | 実績額 | 差額 | 差額を生じた理由 |
| 地域政策補助金 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | |
| 倶知安町補助金 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | |
| 協賛金 | 990,000 | 820,000 | △170,000 | 収入不足 |
| 広告料 | 2,120,000 | 1,140,000 | △980,000 | 収入不足等 |
| 入場料収入 | 6,702,750 | 9,461,196 | 2,758,446 | 計上漏れ |
| その他・自己資金 | 522,041 | 844,628 | 322,587 | 出店関連収益、パンフレット売上、ウェルカムパーティ券売上 |
| 合計 | 16,334,791 | 18,265,824 | 1,931,033 | |

| 支出 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 科目 | 事業精算書 | 実績額 | 差額 | 差額を生じた理由 |
| 会場・舞台設営費 | 1,587,300 | 1,723,056 | 135,756 | 会場設備運搬費 |
| 謝金・宣伝費 | 12,445,170 | 14,290,450 | 1,845,280 | 出演料等 |
| 記録費 | 69,562 | 69,562 | 0 | |
| 音楽費 | 1,703,100 | 1,797,555 | 94,455 | 楽器運搬費 |
| 交流会費 | 300,000 | 300,000<br>(300,000) | 0 | |
| その他 | 229,659 | 724,531<br>(301,751) | 494,872<br>(301,751) | レンタカー代、振込手数料、スタッフ飲食代、借入金利息等 |
| 合計 | 16,334,791 | 18,905,154<br>(601,751) | 2,570,363<br>(301,751) | |

（　　）は補助対象外経費で内数

収支差額　18,265,824円－18,905,154円＝△639,330円

(ケ)　なお、実行委員会では、次年度のフェスティバル開催準備資金を兼ねて平成13年度末に100万円の銀行借入れを行っており、この借入金により本件フェスティバル開催事業に伴う収入不足分を填補している。

2　判断

(1)　本件補助金に係る交付申請書の記載内容等について

ア　観客数及び入場料収入について

(ア)　事業実績書における、本件フェスティバルの観客数が約5,000人以上であったとする記載については、前記１の(3)のアの(イ)のとおり実行委員会の推測によるものであり、初日に約2,000人の観客があったとの報道があること、また、入場無料の対象が中学生まで拡大されたことや招待入場券が多数配布されたことから、有料入場者以外にも入場者があったことから見て、この記載が必ずしも事実に反するとは言い切れない。

(イ)　事業精算書では入場料収入670万2,750円が計上されているが、前記１の(4)のイの(エ)のとおり計上漏れの売上げがあり、本来946万1,196円を計上すべきであったと認められる。

こうした事態が生じたのは、前記１の(4)のアの(ア)及び(イ)で述べたように、そもそも実行委員会が適切な会計処理を怠っていたことによるものである。

補助金交付申請は、申請時において、的確に事業収支を把握することが困難な状況にあったにもかかわらず、事業精算額を精査しないまま行われたものであると考えられ、このことをもって直ちに補助金を不正に受給しようとする虚偽の申請であるとまでは言えない。

イ　交流会費について

事業精算書の交流会費30万円については、倶知安町に提出された出店関連支出において、補助事業ではない他の飲食経費と合わせた交流費37万円の内数として再掲されたものであり、事業精算書における交流会費30万円の記載が虚偽であるとは言えない。

ウ　会場内での観光ＰＲ、物産展について

(ア)　事業実績書に補助事業の内容として記載されている、会場内における観光ＰＲ、物産展の実施については、前記１の(3)のエのとおり実行委員会の事業としては実施されていない実態にあり、書類作成時に平成11年当時に実行委員会が実施していた「しりべしまるごとバザール」での観光ＰＲ、物産展の実施の記載を、そのまま誤って記載していたものと認められる。

(イ)　本件フェスティバル会場内では出店者Ａが、産地直送・農産物販売として、この事業の趣旨に類した取組を行っているが、これには実行委員会としての経費負担がない以上、そもそも補助対象外の事業であり（交付要綱第３）、補助事業の実績とはなり得ないものである。

(ウ)　したがって、事実に反する記載であることは明らかであるが、適切な書類の点検がなされなかったことによる記載であると考えられ、もとよりこれに係る経費計上はなく、補助金を不正に受給しようとする虚偽の申請であるとは言えない。

エ　出店料収入について

出店関連経費のうち、出店料収入は、補助事業に係る収入として計上されるべきであるかについては、出店という営業行為に関わる事業は、本件補助金に係る補助事業の目的及び内容に必然的に付随するものではなく、これを補助対象外の事業として取り扱ったとしても適切さを欠くものではないと認められることから、出店料を補助事業に係る収入として扱うべきであるとまでは言えない。

オ　事業精算書の精算額について

事業精算書の収入、支出に関しては、入場料収入の誤りのほかにも前記１の(4)のイの(エ)～(キ)のとおり適正な精算がなされていない事実が認められた。これらは、いずれも前記１の(4)のアの(ア)及び(イ)のような経理体制の不備や適切さを欠く会計処理が要因となっていると認められ、事業精算書の記載はこうした状況の下で結果として正確性に欠けるものとなったものと考えられることから、このことをもって直ちに補助金を不正に受給しようとする虚偽の申請であるとまでは言えない。

カ　本件補助金交付額について

上記のように収入、支出の記載に正確性を欠いていたことにより、補助対象経費は1,830万3,403円となるが、本件補助金300万円については、この補助対象経費の２分の１以内であることなどに変わりなく、これによって本件補助金の交付額を変更しなければならないことにはならない。

(2)　本件補助金の交付決定の適法性等について

ア　本件補助金の交付決定については、(1)で述べたように、結果として補助事業の内容及び経費等の記載に一部正確性に欠ける交付申請に基づいてなされたものではあるが、補助金を不正に受給しようとする虚偽の申請に当たるとまでは言えないものであり、また、これによって本件補助金の交付決定額の変更を要する事情は認められず、本件補助金の交付決定が違法又は不当であるとすることはできない。

また、その他本件補助金の交付決定について、違法又は不当であると認められるものはなかった。

イ　しかしながら、本件補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、次のような適切さを欠く取扱いが認められる。

(ア)　本件補助金に係る内定通知において、補助金等交付申請書に添付すべき関係書

類として、組織等を明らかにした「規約」の添付を求めていたが、本件補助金に係る交付申請書には、この添付がなく、実行委員会の体制等を把握し得る書類がないまま、実行委員会について「支庁長が適当と認める団体」として本件補助金の交付を決定している。

少なくとも実行委員会の規約を見れば、会計に関する規定が不備であることは容易に認識できたものと考えられ、交付決定に当たって、こうした点の確認及び実行委員会に対する適切な指導を行うことが可能であったと認められる。

⑴　補助金の交付決定に当たっては、交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査すべきとされており（交付規則第４条第１項）、また、補助金の額の確定に当たっても同様に調査等を行うこととされている（交付規則第15条）。

本件補助金の交付決定時においては、現地調査に代わるものとして、補助事業の実施状況や補助事業に要した経費についての事業実績に係る資料や領収書等の証拠書類の写しの添付を求め、書面審査により、申請内容を適正として本件補助金を交付すべきものと決定し、併せて額の確定を行っている。

しかし、交付決定及び額の確定に当たっては、補助事業の内容として記載された「会場内における観光ＰＲ、物産展の実施」の確認はもとより、自己資金の内容や約5,000人以上の観客数と入場料収入との関連などについても確認すべきであったと考えられ、書面審査に加え、現地調査等を行うことも検討する余地があったと認められる。

⑵　補助事業に係る告示は、予算の決定後速やかに行い、補助事業者等が当該事業を適期に遂行できるように留意することとされている（昭和47年８月５日付け局総第375号副出納長通達）が、本件補助金に係る事業告示は、平成13年度当初から５か月が経過しようとする８月31日であり、著しく遅延していた。

⑶　まとめ

請求人は、本件補助金の交付決定は、実行委員会の虚偽申請に基づいて行われた交付規則や補助条件に違反する違法又は不当な行為である旨主張している。

しかし、本件補助金の交付決定は、⑴及び⑵で述べたとおり、違法又は不当であると認めることはできない。

以上のとおり、実行委員会に対して行った補助金300万円の交付の決定についての請求人の主張には、理由がないものと判断した。

３　意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

本件補助金の執行に当たっては、違法又は不当ではないものの、２の⑵のイで述べたとおり、適切さを欠く取扱いが見られたことから、今後、このようなことがないよう、より適切な事務処理を行うべきである。

また、補助事業者である実行委員会に対しては、事業の実施について適切な指導を行うべきである。

## 北海道公安委員会告示

### 北海道公安委員会告示第73号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の検定をいう。）を行ったので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

平成14年８月16日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 大阪府大阪市中央区南船場二丁目９番14号<br>高砂電器産業株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　石井　治夫 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32<br>三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番１ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | アクアパレスＤＸ |
| | | 製造業者名 | 高砂電器産業株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24029000 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24029000号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 2 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都豊島区東池袋二丁目23番２号<br>サミー株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　里見　　治 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 埼玉県川越市南台一丁目10番地８<br>埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地１ |
| | 型式の概 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | エイリヤンマニアックス |
| | | 製造業者名 | サミー株式会社 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 要 | 型式試験番号 | 24035100 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24035100号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 3 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 三重県松阪市中万町鐘突2185番地の２<br>岡崎産業株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　岡崎　安弘 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 三重県松阪市中万町鐘突2185番地の２ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | トラッドＡ |
| | | 製造業者名 | 岡崎産業株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24035300 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第34035300号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 4 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 三重県松阪市中万町鐘突2185番地の２<br>岡崎産業株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　岡崎　安弘 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 三重県松阪市中万町鐘突2185番地の２ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | トラッドＡ－30 |
| | | 製造業者名 | 岡崎産業株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24035500 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第34035500号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 大阪府大阪市北区本庄東一丁目１番10号<br>株式会社バルテック |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　中野　純弘 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 大阪府堺市八田西町２丁11番47号<br>神奈川県海老名市下今泉３丁目11番１号 |
| | 型 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 式の概要 | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | アリマル |
| | | 製造業者名 | 株式会社バルテック |
| | | 型式試験番号 | 24030200 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24030200号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 6 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都渋谷区東二丁目23番３号<br>株式会社ダイドー |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　寶田　久治 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | ヘンナオジサンＳ |
| | | 製造業者名 | 株式会社ダイドー |
| | | 型式試験番号 | 24037900 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24037900号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 7 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地<br>豊丸産業株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　永野　裕豊 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型式名 | ＣＲロッキンセブン200 |
| | | 製造業者名 | 豊丸産業株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 20038500 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第20038500号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地<br>豊丸産業株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　永野　裕豊 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型　式　名 | ＣＲロッキンセブン300 |
| | | 製造業者名 | 豊丸産業株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 20036900 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第20036900号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 9 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目２番18号<br>奥村遊機株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　上野　栄作 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目２番18号<br>静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型　式　名 | ＣＲホットギミックＫ |
| | | 製造業者名 | 奥村遊機株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 20042000 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第20042000号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 10 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都江東区有明三丁目１番地25<br>株式会社ミズホ |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　安藤　壽雄 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型　式　名 | ＣＲパワフル球ちゃんＳ |
| | | 製造業者名 | 株式会社ミズホ |
| | | 型式試験番号 | 20042200 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第20042200号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 11 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 沖縄県宜野湾市真志喜２丁目13番10号<br>株式会社メーシー販売 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　別所　直鋼 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 栃木県小山市荒井561番地<br>千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | ゴウカイレツデン |
| | | 製造業者名 | 株式会社メーシー販売 |
| | | 型式試験番号 | 14069500 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第14069500号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 12 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都台東区東上野一丁目12番13号　佐藤ビル２階<br>ベルコ株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　鈴木　暢晃 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地<br>群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178－５ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | デジナナＲ－30 |
| | | 製造業者名 | ベルコ株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24037200 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24037200号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 13 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都台東区東上野一丁目12番13号　佐藤ビル２階<br>ベルコ株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　鈴木　暢晃 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地<br>群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178－５ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | デジスロ７Ｌ－30 |
| | | 製造業者名 | ベルコ株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24035000 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第24035000号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 14 | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都台東区東上野一丁目12番13号　佐藤ビル２階<br>ベルコ株式会社 |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　鈴木　暢晃 |
| | | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地<br>群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178－５ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | デジスロ７Ｌ |
| | | 製造業者名 | ベルコ株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24034900 |
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第24034900号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 15 | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都台東区東上野一丁目12番13号　佐藤ビル２階<br>ベルコ株式会社 |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　鈴木　暢晃 |
| | | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地<br>群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178－５ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型式名 | テントウムシＲ－30 |
| | | 製造業者名 | ベルコ株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24031900 |
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第24031900号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 16 | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都葛飾区小菅二丁目８番９号<br>株式会社大都技研 |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　木原　海俊 |
| | | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 東京都葛飾区小菅二丁目８番９号 |
| | 型式 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | の概要 | 型式名 | シェイク |
| | | 製造業者名 | 株式会社大都技研 |
| | | 型式試験番号 | 24039100 |
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第24039100号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 17 | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市境野町六丁目460番地<br>株式会社三共 |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　毒島　秀行 |
| | | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県伊勢崎市三和町2732番地１ |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型式名 | ＣＲフィーバーウォンテッドＦＸ |
| | | 製造業者名 | 株式会社三共 |
| | | 型式試験番号 | 20044900 |
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第20044900号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 18 | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地<br>株式会社ソフィア |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　井置　定男 |
| | | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 群馬県桐生市境野町七丁目201番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | ぱちんこ遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ |
| | | 型式名 | ＣＲ踊れ大酋長Ｖ |
| | | 製造業者名 | 株式会社ソフィア |
| | | 型式試験番号 | 20045000 |
| | | 検定年月日 | 平成14年８月16日 |
| | | 検定番号 | 第20045000号 |
| | | 検定の有効期間 | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| | | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 神奈川県厚木市中町二丁目７番10号<br>株式会社オーイズミ |
| | | 代表者の氏名 | 代表取締役　大泉　政治 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 19 | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 神奈川県伊勢原市鈴川７番地 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | ディグダグ |
| | | 製造業者名 | 株式会社オーイズミ |
| | | 型式試験番号 | 24031400 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24031400号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 20 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都台東区東上野二丁目11番７号<br>株式会社オリンピア |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　石原　昌幸 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 沖縄県那覇市港町３丁目４番12号<br>神奈川県横浜市中区新山下３丁目３番43号<br>群馬県伊勢崎市日乃出町1038 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | ハナデンセツ |
| | | 製造業者名 | 株式会社オリンピア |
| | | 型式試験番号 | 24038900 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24038900号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 21 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都台東区台東三丁目６番13号<br>テクノコーシン株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　河田　節子 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | エムエスガンダム |
| | | 製造業者名 | テクノコーシン株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24029800 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24029800号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |
| 22 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | | 東京都台東区台東三丁目６番13号<br>テクノコーシン株式会社 |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　河田　節子 |
| | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | | 栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458 |
| | 型式の概要 | 遊技機の種類 | 回胴式遊技機 |
| | | 遊技機の区分 | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号 |
| | | 型　式　名 | ニューデートラインギンガ |
| | | 製造業者名 | テクノコーシン株式会社 |
| | | 型式試験番号 | 24022700 |
| | 検定年月日 | | 平成14年８月16日 |
| | 検定番号 | | 第24022700号 |
| | 検定の有効期間 | | 公示の日（平成14年８月16日）から３年間 |

## 函館方面公安委員会告示

**函館方面公安委員会告示第23号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年８月16日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

１　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、牽引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ｱ)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る運転免許の種類以外の運転免許の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

平成14年９月18日（水）

(ｲ)　技能検定員資格者証の交付を受けていない者

平成14年10月２日（水）から４日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ｱ)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る運転免許

の種類以外の運転免許の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
平成14年９月18日（水）

㈠　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成14年９月12日（木）

㈢　教習指導員資格者証の交付を受けていない者（学科指導員及び技能指導員の資格を有する者を除く。）
平成14年９月12日（木）及び13日（金）の２日間

⑶　時間　　午前９時から午後５時まで

⑷　場所

ア　１の⑵のアの㈠並びに同イの㈠及び㈢に係る審査
札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

イ　ア以外の審査
函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場

2　受審資格

函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

⑴　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

⑵　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

⑶　受付期間

平成14年８月19日（月）から28日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

⑷　申請先　　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
電話 0138－46－2007（内線 313）

4　審査の方法等

⑴　技能検定員審査

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 |
|---|---|---|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 技能検定に関する知識 | 道路交通法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項 | 正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能検定の実施に関する知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |

⑵　教習指導員審査

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 |
|---|---|---|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 | 面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |
| | 学科教習（自動車の運転に関 | |

| | | |
|---|---|---|
| | する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 | |
| 教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 教習指導員として必要な教育についての知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。 |

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

---

**函館方面公安委員会告示第24号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成14年８月16日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型二種）

イ　技能検定員審査（普通二種）

ウ　教習指導員審査（大型二種）

エ　教習指導員審査（普通二種）

(2)　期日　　平成14年９月18日（水）

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　受審資格

(1)　函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

(2)　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(3)　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

(4)　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）の交付を受けたものであること。

(5)　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）の交付を受けたものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　規則第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　　１通

イ　審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　　１通

(2)　掲示書類

ア　大型自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）

イ　普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第７条第１項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

ウ　大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

エ　普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第１項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

(3)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(4)　受付期間

平成14年８月19日（月）から26日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4)　申請先　　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
電話 0138－46－2007（内線 313）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 |
|---|---|---|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 技能検定に関する知識 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |

(2)　教習指導員審査

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 |
|---|---|---|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。 |
| 教習に関する知識 | 道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |

5　合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

## 告示

### 渡島海区漁業調整委員会指示第２号

渡島支庁管内地先海面における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成14年８月16日

渡島海区漁業調整委員会会長　西　田　勝　美

1　保護区域
敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。

2　指示期間
平成14年９月１日から12月25日まで

3　保護区域内の行為の禁止
定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。ただし、漁業権に基づき漁業を営む場合はこの限りではない。

---

### 渡島海区漁業調整委員会指示第３号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき、渡島海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」の採捕について、次のとおり禁止する。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により試験研究等のため「さけ」採捕について知事の許可を受けた者が当該許可内容の採捕をする場合はこの限りではない。

平成14年８月16日

渡島海区漁業調整委員会会長　西　田　勝　美

1　禁止区域

(1)　椴法華村と恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分の線、戸井町汐首灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1200メートルの線とによって囲まれた区域

(2)　基点第１号、点１、点２、点３及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第１号　　函館市立待岬

基点第２号　　北海道水産部図根点No.11
（北海道水産部三角点水D34～）

基点第３号　　久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点

点　１　　基点第１号から正南の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点　２　　基点第２号から169度40分の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点　３　　基点第２号から256度の線と基点第３号から正南の線との交点

(3)　久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合2000メートルの線とによって囲まれた区域

(4)　上磯町葛登支灯台中心点と最大高潮時海岸線との交点から150度の線、知内町と福島町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1500メートルの線とによって囲まれた区域

(5)　福島町字日の出日の出岬先端と最大高潮時海岸線との交点、同点から135度沖合1500メートルの点及び福島町字白符慕舞岬先端と最大高潮時海岸線との交点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

2　禁止期間

(1)　１に定める禁止区域のうち、(3)については、平成14年９月１日から11月30日までとする

(2)　１に定める禁止区域のうち、(1)、(2)、(4)及び(5)については、平成14年10月１日から11月30日までとする

**平成14年度渡島海区漁業調整委員会指示第３号**

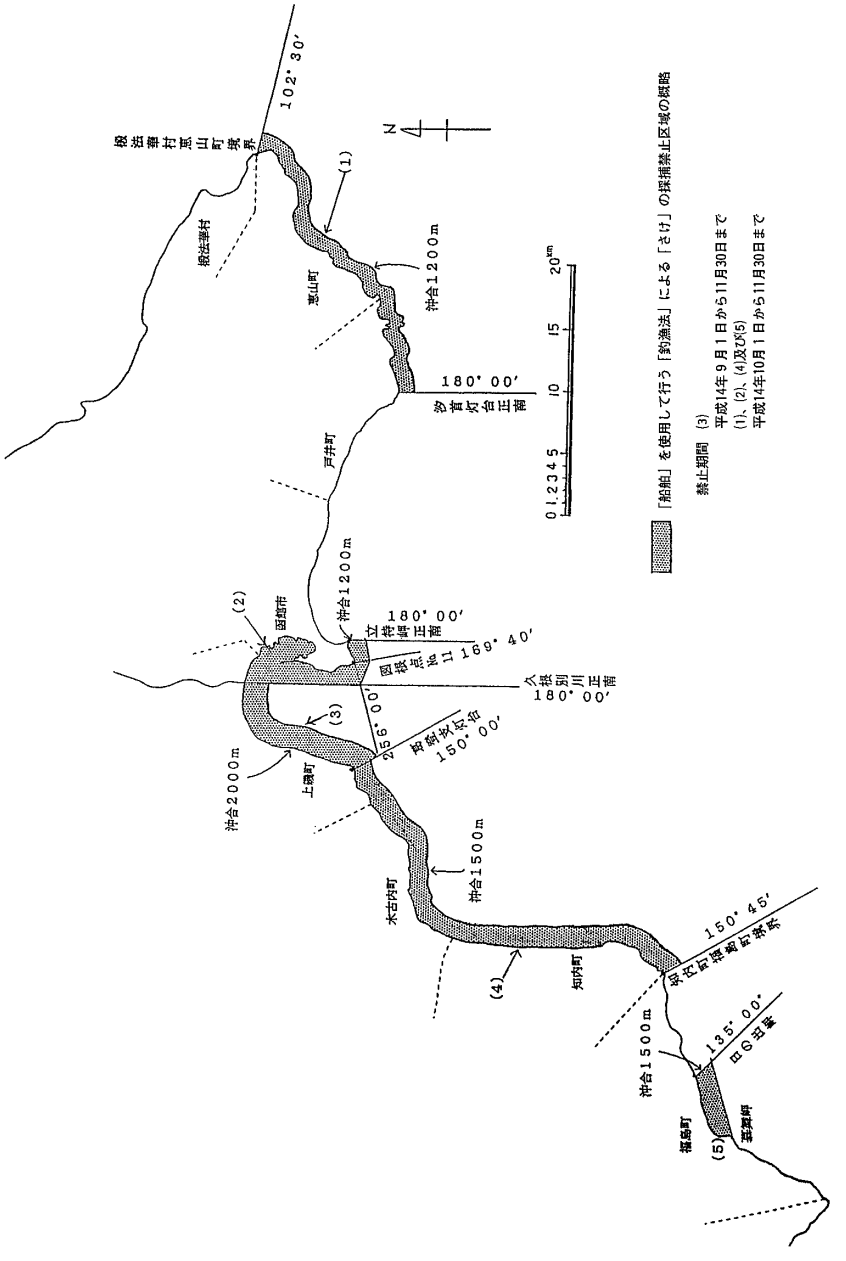

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社